

## 川西町告示第 29 号

令和 7 年度川西町空き家除却推進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 21 日

川西町長 茂 木 晶

### 令和 7 年度川西町空き家除却推進事業補助金交付要綱

#### (趣旨)

第 1 条 この要綱は、町民の安全で安心な暮らしを確保し、良好で快適な住生活環境の形成及び町内の景観の向上を図るため、町内にある空き家の除却を行う者に対し、補助金を予算の範囲内において交付することについて、川西町補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（昭和 44 年規則第 15 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (用語の定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 人の居住の用に供していた町内に所在する建築物で、今後 1 年以上にわたり居住その他の使用がなされないことが常態であると見込まれるものをいい、建築物に付属する門、塀、柵、物置、植栽及び地下埋設物（浄化槽等）を含む。
- (2) 所有者等 町内に所在する空き家の所有者及び所有権等の調整を終えた管理者をいう。ただし、法人（併用住宅の場合を除く。）、国、地方公共団体、その他公共性を有する機関を除く。
- (3) 除却 建築物、工作物等を撤去し、更地にすることをいう。

#### (補助の対象)

第 3 条 補助の対象となる空き家は、町内に存し次の各号のいずれにも該当する空き家とする。

- (1) 所有者等が所有する又は管理する空き家であること。ただし、所有者等（居住していた者を含む。）が居住の用に供する建築物を建設するために除却する空き家を除く。
- (2) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないものであること。
- (3) 用途が専用住宅又は併用住宅（延べ床面積の 2 分の 1 以上が居住用のものに限る。）であること。
- (4) 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合は、当該権利者から除却について同意を得ていること。
- (5) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 3 項の規定による措置命令を受けていないこと。

(6) 昭和56年以前に建築された住宅であること。

2 補助の対象となる除却工事は、置賜地域の業者による除却工事とし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の対象となる床面積の合計が80平方メートル以上の空き家の除却にあつては、土木工事業、建築工事業の建設業許可又は解体工事業の登録業者によるものとする。

3 補助の対象となる者は、第1項に規定する空き家の除却を実施する所有者等とし、次の各号の要件を満たさなければならない。

(1) 本町における納付すべき町税、使用料等の滞納がないこと。

(2) 除却工事後の土地を適切に管理すること。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、除却工事に要した費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）の5分の4以内とし、20万円を限度とする。

2 前項の補助金の額に1万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、事業着工前に空き家除却推進事業補助金交付（変更承認）申請書（別記様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 対象空き家の現況写真、位置図、平面図等

(2) 見積書又は契約書の写し

(3) 所有者等であることを証するもの

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請があつたときは、内容を審査し必要に応じて現地調査等を行い、交付することを決定したときは空き家除却推進事業補助金交付決定（変更承認）通知書（別記様式第2号。以下「交付決定通知書」という。）により、交付しないことを決定したときは空き家除却推進事業補助金不交付決定（変更不承認）通知書（別記様式第3号。以下「不交付決定通知書」という。）により、それぞれ当該申請者に通知する。

（事業内容の変更申請）

第6条 申請者は、前条で交付決定を受けた事業内容に変更が生じたとき（町長の定める軽微な変更を除く。）は、交付申請書により、変更に係る部分の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の変更申請を受理したときは、その内容を審査し、事業の変更承認の可否を決定し、交付決定通知書又は不交付決定書により当該申請者に通知する。

（補助金の実績報告）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、事業の完了後（不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定により、不動産登記されている空き家の除却にあつては、同法第57条に規定する滅失登記申請完了後）、速やかに空き家除却推進事業補助金

実績報告書（別記様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 工事完了写真

(2) 補助金対象事業の経費に係る請求書、領収書又は金融機関が発行する振込依頼書の写し

(3) 不動産登記されていた空き家の除却にあつては、登記完了証の写し

(4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の報告書を受理したときは、当該報告書に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等により補助金の額を確定し、当該申請者に補助金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第8条 次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は補助金交付の決定を取消し若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を目的以外の経費に充てたとき。

(3) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき又は受けようとしたとき。

(4) その他町長が不適當と認めたとき。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。